

**川口市立東中学校**  
**いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和7年4月1日**  
**川口市立東中学校**

## 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに                          | 1  |
| 第1 東中学校基本方針の策定                | 1  |
| 東中いじめの防止等の対策の基本方針             | 2  |
| 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項        | 3  |
| 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策        | 3  |
| (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 | 3  |
| (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置       | 4  |
| 2 重大事態への対処                    | 8  |
| (1) 重大事態への対処の流れ               | 8  |
| (2) 本校による調査                   | 9  |
| 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項   | 13 |
| <資料> 年間行事予定                   | 14 |

## はじめに

本校は、校訓として「賢く 優しく 逞しく 美しく」を掲げ、生徒が安全に学校生活を送り、優しさに満ちあふれ、保護者が安心して生徒を託せる学校を目指しています。安全は、身体の安全・心の安全が確保されて、はじめて達成されます。安心は、学力の安心・健康体力の安心・人間関係の安心が保障されて、はじめて得られます。優しさは、人へのやさしさ、物へのやさしさ、そして命あるすべてのものに対するやさしさが身について、はじめて本当の優しさとなります。教職員は、いじめゼロの学校構築のため、「何も起こっていないときの指導」を大切に、生徒にいじめは絶対に許されないという強い信念をもたせることを目標にしています。

川口市立東中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「東中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 東中学校基本方針の策定

いじめ防止対策推進法13条（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

東中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、東中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。具体的には、以下のとおりとする。

## 東中いじめの防止等の対策の基本方針

「積極的な生徒指導の充実」を全職員が組織的に行えるように以下の行動計画を立てる。

### ア いじめ防止のための措置

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学校全体に構築するため、日常的にいじめの問題に触れる。
- ・いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ・いじめの防止のため、学年会議で積極的な情報交換を図る。
- ・いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。
- ・いじめ問題について、生徒指導部会や教育相談部会で積極的に取り上げ、どの学年の生徒でも組織的な対応が行えるように共通理解を図る。

### イ 早期発見のための措置

- ・日頃からの生徒との信頼関係の構築を図り、生徒が示す小さな変化や合図を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・生活ノート、タブレット端末等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・二者面談や三者面談の機会を活用し、保護者との情報交換や連携を密にする。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- ・タブレット端末による「心の健康観察」を毎日実施する。

### ウ いじめに対する措置

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員で対応する。
- ・生徒や保護者からの相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

### エ いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直し

- ・他学年フロアの巡視も積極的に行い、情報交換や改善策を検討し、見直す。
- ・ア～ウの措置が日常的に行われているか、チェックリスト等を用いて計画的に検証し、見直す。

オ いじめの防止に資する啓発活動や教育的取組

- ・学校保健委員会を中心に、命の大切さを取り上げた授業を実施する。
- ・他人とのかかわりに関する項目など、豊かな心の育成するため道徳教育を計画的に行う。

カ P D C A サイクル

- ・各学期に基本方針の取組に関する評価アンケートの実施し、検証する。
- ・学校評価システムにより、教育活動の見直しをする。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

|                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「東中学校いじめ問題対策委員会」(以下「問題対策委員会」という。)を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

いじめ問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には川口市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図る。

ただし、川口市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

ア 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証  
各取組が計画通りに実施されるよう、準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。

イ 教職員の共通理解と意識啓発

「学校基本方針」について、全職員に対しての主旨説明や「取組評価アンケート」の分析結果の説明や今後の方策を説明する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

「学校基本方針」について、生徒や保護者、地域に対しての趣旨説明や「取組評価アンケート」の分析結果の報告や今後の方策を報告する。

エ いじめに関する情報の集約

いじめの相談に関する情報や教職員が気づいた生徒の変化に関する記録や情報の集約を行う。

オ 発見されたいじめへの対応

教職員全体で今後の対応を検討し、実行する。

カ 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、各学年の生徒指導担当教諭、各学年の教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

## **（２）本校におけるいじめの防止等に関する措置**

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### **ア いじめの防止**

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、生徒たち自身が「いじめを許さない」という気持ちを持つとともに、生徒たち同士が互いに声を出し、行動に示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進めていく。

『川口の元気いじめゼロサミット』からの「いじめ根絶宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの提言などを踏まえ、全校をあげて、いじめの未然防止、いじめの根絶に取り組む。

また、道徳教育を中心に、集団の一員としての自覚や自尊感情をはぐくみ、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、川口市人権教育推進協議会発行の『人間であること』を活用し、生徒の人権に対しての正しい理解と人権感覚の育成に努めるとともに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
  - ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
  - ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

#### (イ) 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・ 生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
  - ・ 居場所をつくる。
  - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
  - ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうする」といいよ。」）

- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
  - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 道德教育を通して、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。  
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒のいじめ未然防止に向けた『いじめ防止教室』を開催する。

また、インターネット上のいじめに遭遇しないよう通信企業との連携を図り、『ケータイ安全教室』等を活用し情報モラルの徹底を図る。

さらに、生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者にも実施する。

## イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 「Ts 2019」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (イ) 「Ts 2019」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「Ts 2019」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

## ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- (ア) いじめている生徒への指導（「Ts 2019」参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

- (イ) いじめられている生徒への支援（「Ts 2019」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

- (ウ) 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 道徳教育を活用し、自尊感情をはぐくみ、コミュニケーション能力を身に付けさせ、互いを認め合う人間関係の醸成を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。
- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

(カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(8ページ以下参照)

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## （２）本校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第２８条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３ 第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## ア 重大事態の発生と調査

（ア）重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

#### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施する。

#### (エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、本校のいじめ問題対策委員会を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会の委員等の協力について相談する。

#### (オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があつたか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この

際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、当該いじめ調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、

できる限りの配慮と説明を行う。

- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 本校が調査の主体となる場合の組織については、本校のいじめ問題対策委員会を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）など、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。なお、調査主体に関しては川口市教育委員会と協議する。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「I's 2019」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

#### （キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、川口市教育委員会を通じて川口市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、東中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、東中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

### ＜資料＞年間行事予定

|      |                                                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li> <li>・いじめ認知について（文科省）保護者配布</li> </ul>                                                                                |
| 5 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分自身に関わる項目の「道徳」</li> <li>・学校評議員会において基本方針の協議</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」策定</li> </ul>                                                                                 |
| 6 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回生徒対象、いじめアンケート実施</li> </ul>                                                                                                                                  |
| 7 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒対象 二者面談実施</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討</li> <li>・他人とのかかわりに関する項目の「道徳」</li> </ul>                                                                          |
| 9 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修 夏休み明けの気になる生徒への対応協議</li> </ul>                                                                                                                               |
| 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然等とのかかわりに関する項目の「道徳」</li> <li>・生徒対象 二者面談実施</li> </ul>                                                                                                            |
| 11 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会によるいじめ撲滅取組【各委員会】（いじめ撲滅強調月間の取組）</li> <li>・第 2 回生徒対象、いじめアンケート実施</li> </ul>                                                                                      |
| 12 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒対象 二者面談実施</li> <li>・保護者対象、いじめアンケート実施</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の保護者向けリーフレットの作成 HP 公表</li> <li>・集団・社会とのかかわりに関する項目の「道徳」</li> </ul> |
| 1 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東中学校基本方針」改善検討</li> <li>・24 時間子供 SOS ダイアル リーフレット 配布</li> <li>・第 3 回 生徒対象、いじめアンケート実施</li> </ul>                                                                   |
| 2 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員会において基本方針の協議</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表</li> <li>・人間としての在り方・生き方に関する項目の「道徳」</li> <li>・生徒対象 二者面談実施</li> </ul>                                            |
| 3 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会）</li> <li>・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）</li> </ul>                                                                     |

※タブレット端末による「心の健康観察」を毎日実施する。

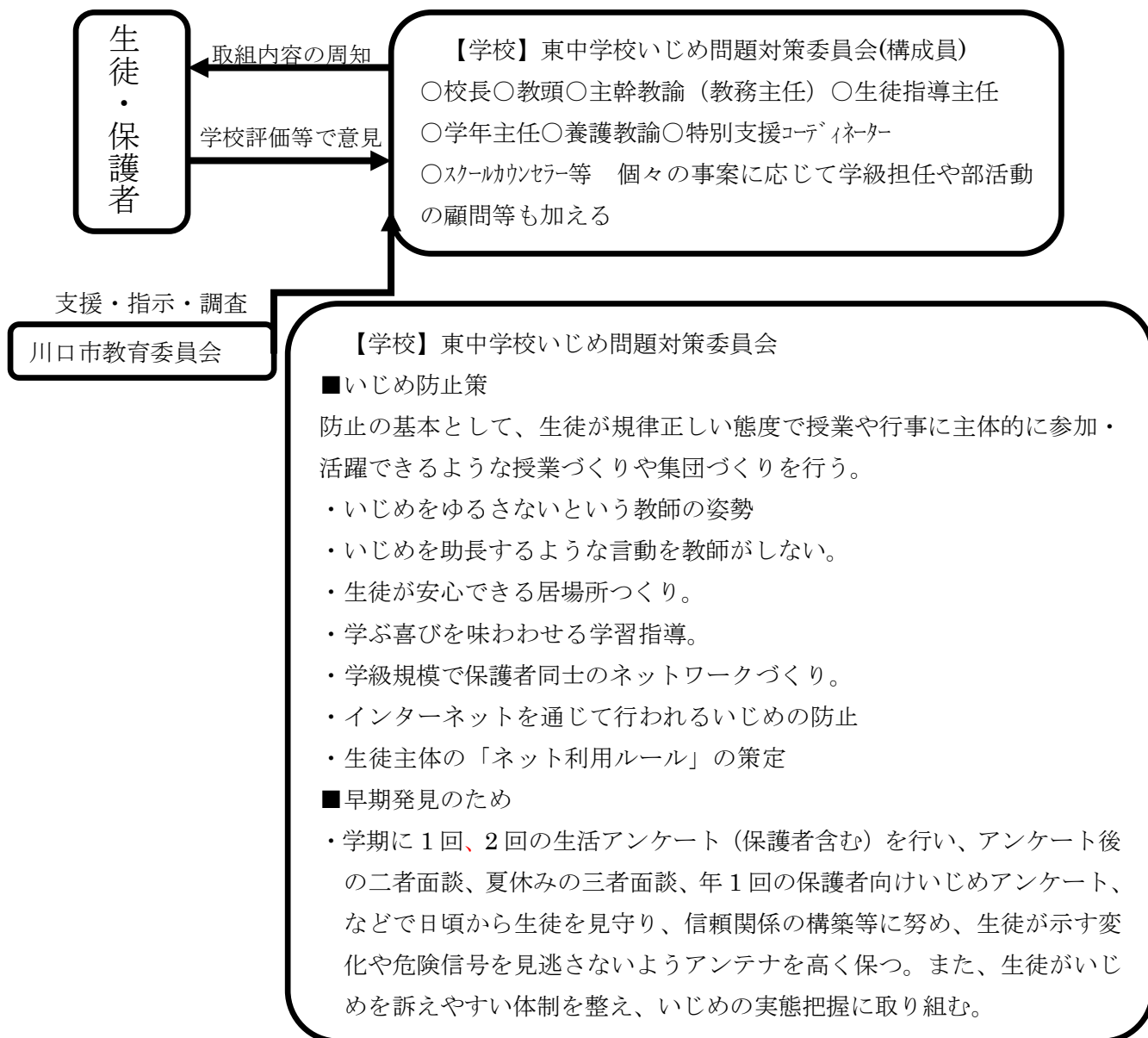
### ＜参考＞ 東中学校基本方針作成上の視点

- 1 東中学校基本方針の策定に当たっては、国立教育政策研究所作成の関連資料（生徒指導リーフ増刊号、10号、11号、12号、生徒指導支援資料4）や「彩の国生徒指導ハンドブック『I's 2019』」を参考とする。
- 2 東中学校基本方針の内容を生徒指導全体計画、生徒指導年間計画等に位置付け、基本方針に盛り込む。
- 3 いじめの未然防止には、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業その他の学校教育活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基盤となることを念頭に置き、作成する。

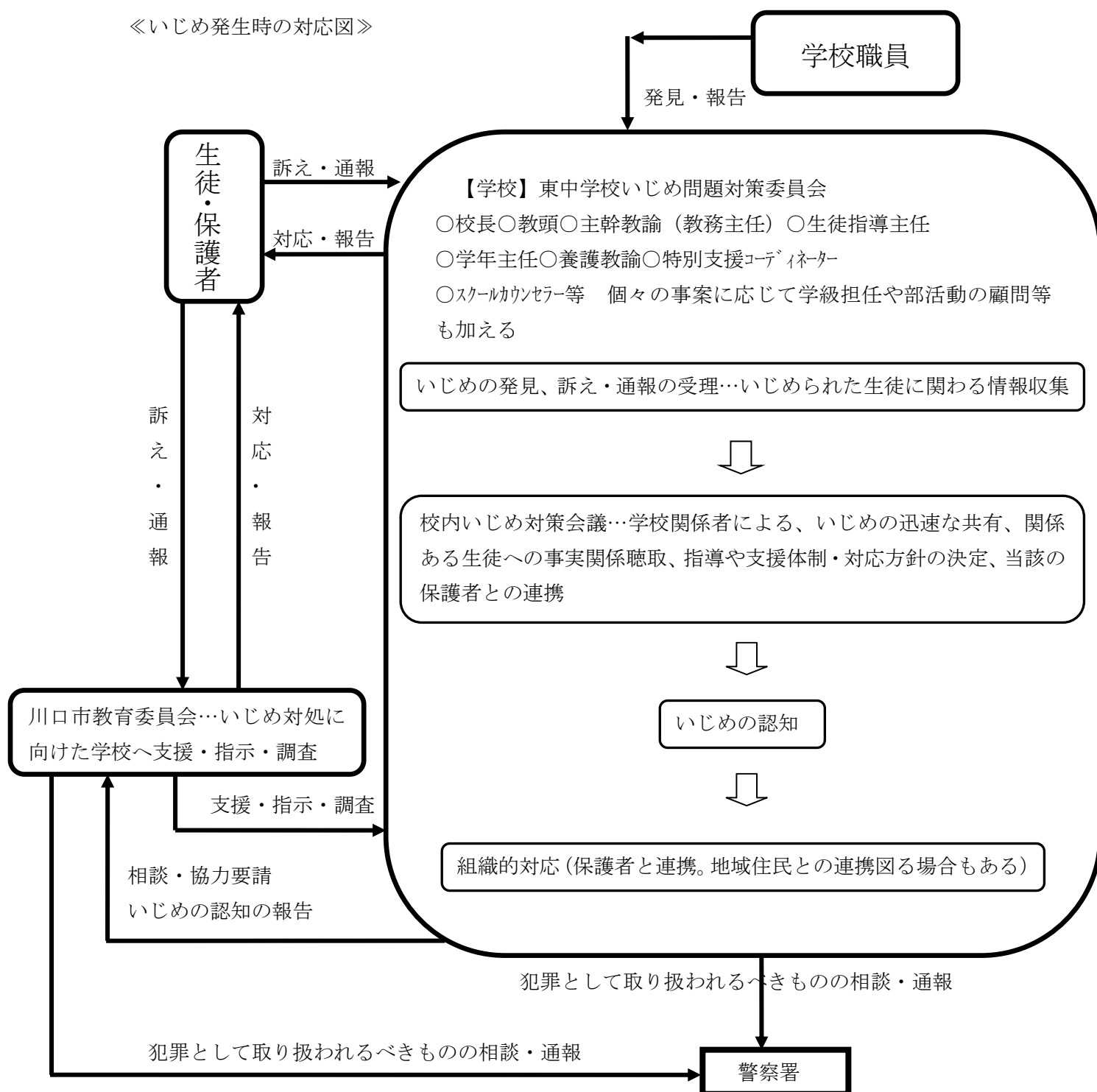
わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するための方策を盛り込む。また、生徒が互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができる取組を多く盛り込む。

### いじめに対する防止対策・発生時の対応（フローチャート）

#### ＜いじめ防止対策＞



《いじめ発生時の対応図》

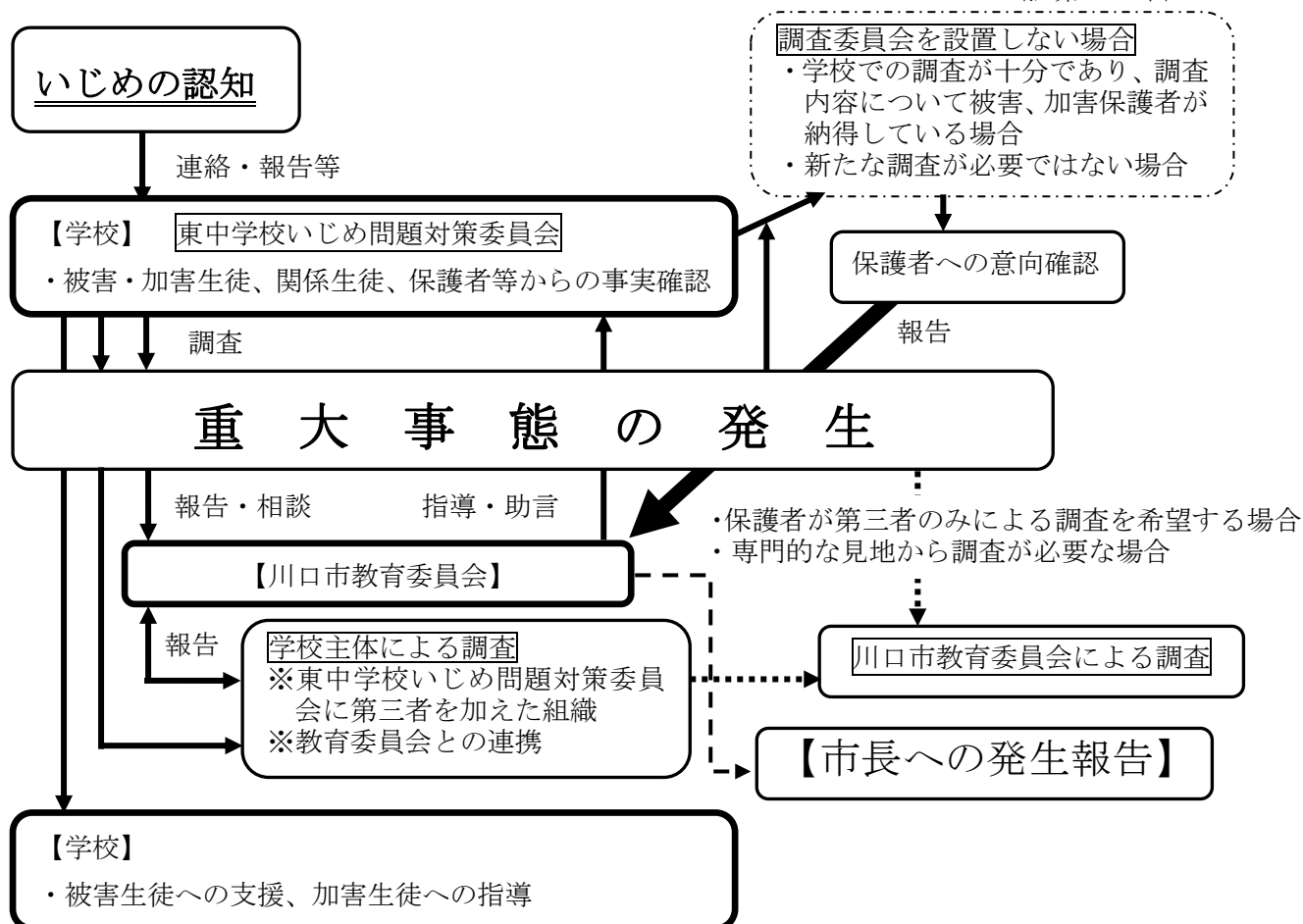


《重大事態時の対応図》

重大事態とは ①生命、心身又は財産に重大な被害の疑いが生じたとき

②いじめが要因で30日以上欠席を余儀なくされた疑いが生じたとき

〈法第28条〉



【再調査】

※被害保護者から調査結果の内容に納得を得られなかった時、または、さらに詳細な調査が必要と被害保護者が要望した場合

- ・学校主体の場合は教育委員会が設置した第三者調査委員会へ
- ・教育委員会が設置した第三者調査委員会の場合は、川口市「いじめから子どもを守る委員会」が設置する第三者調査委員会の再調査へ（市長判断）